

改正

- 昭和60年 3月26日いわき市条例第12号
- 平成元年 3月31日いわき市条例第23号
- 平成 4年12月25日いわき市条例第53号
- 平成 6年 3月28日いわき市条例第 9号
- 平成 7年 3月28日いわき市条例第15号
- 平成 9年 3月31日いわき市条例第28号
- 平成11年 3月30日いわき市条例第13号
- 平成12年 3月29日いわき市条例第47号
- 平成13年12月26日いわき市条例第56号
- 平成15年 3月28日いわき市条例第29号
- 平成17年 6月30日いわき市条例第85号
- 平成25年12月26日いわき市条例第71号
- 平成27年 9月18日いわき市条例第60号
- 平成31年 3月29日いわき市条例第15号
- 令和 3年12月27日いわき市条例第56号

いわき市コミュニティセンター条例

(設置)

**第 1 条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民の文化・教養の向上、健康の増進並びに体育活動及びスポーツの振興に寄与するため、コミュニティセンターを設置する。

(名称、種類及び位置)

**第 2 条** コミュニティセンターの名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

名称	種類	位置
いわき市内郷コミュニティセンター	集会施設	いわき市内郷綴町大木下28番地の 1
	体育施設	

(休館日)

**第3条** いわき市内郷コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

（1）月の第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日でない日）

（2）12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第11条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

（使用時間）

**第4条** コミュニティセンターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

（使用の許可）

**第5条** コミュニティセンターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用の不許可）

**第6条** 指定管理者は、コミュニティセンターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティセンターの使用を許可してはならない。

（1）風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあるとき。

（2）施設又は設備・器具をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理又は運営上支障があるとき。

（使用料）

**第7条** コミュニティセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、許可を受けたときに納入しなければならない。

（使用料の減免）

**第8条** 市長は、使用者が公用又は公益のためコミュニティセンターを使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 使用料の減免の対象及びその率は、別表第2に定めるとおりとする。

(使用料の不返還)

**第9条** 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由に基づいて市長が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用の許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、法令に違反する行為を行つたとき。
- (2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が、第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 使用の目的が、第6条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。
- (5) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用者の義務)

**第11条** 使用者は、コミュニティセンターの使用に当たっては、指定管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 施設又は設備・器具をき損するおそれのある行為をし、又はさせないこと。
- (3) あらかじめ指定した場所以外で喫煙し、又はさせないこと。
- (4) 市長の許可を受けたもののほか、施設及びその敷地内において、物品の販売又は金品の寄附募集の行為をし、又はさせないこと。
- (5) 使用を終えたとき又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備・器具の跡片付けをすること。

(損害賠償)

**第12条** 使用者は、施設又は設備・器具をき損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認める場合は、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第13条** 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、コミュニティセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行うコミュニティセンターの管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティセンターの使用に関する業務
- (2) コミュニティセンターの施設及び設備・器具の維持管理
- (3) この条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務  
(指定の申請)

**第14条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に、事業計画書その他市長が規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

**第15条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切にコミュニティセンターの管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、コミュニティセンターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。
- (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営ができること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定管理者の指定の取消し)

**第16条** 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 第18条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(指定管理者の公表)

**第17条** 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

**第18条** 指定管理者は、次に掲げる基準により、コミュニティセンターの管理に関する業務を行わな

なければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) コミュニティセンターの施設及び設備・器具の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した使用者の個人に関する情報を適切に管理するために必要な措置を講ずること。

(事業報告書の作成及び提出)

**第19条** 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(委任)

**第20条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和59年12月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和60年3月26日いわき市条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

- 2 (前略)第4条の規定による改正後のいわき市コミュニティセンター条例別表第1の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者に係る使用料について適用する。

#### 附 則 (平成元年3月31日いわき市条例第23号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成4年12月25日いわき市条例第53号)

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成6年3月28日いわき市条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成7年3月28日いわき市条例第15号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月31日いわき市条例第28号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成11年3月30日いわき市条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月29日いわき市条例第47号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成13年12月26日いわき市条例第56号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。（後略）

**附 則**（平成15年3月28日いわき市条例第29号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年6月30日いわき市条例第85号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第13条を第20条とし、第12条の次に7条を加える改正規定（第14条から第17条までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のいわき市コミュニティセンター条例の規定により市長がした処分その他の行為又は現に市長に対してされている申請その他の行為は、この条例による改正後のいわき市コミュニティセンター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成25年12月26日いわき市条例第71号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年9月18日いわき市条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年3月29日いわき市条例第15号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年12月27日いわき市条例第56号）

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市体育施設条例別表第5から別表第8まで、別表第10及び別表第13の規定並びに第2条の規定による改正後のいわき市コミュニティセンター条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**別表第1**（第7条関係）

1 集会施設使用料

(1) ホール等使用料

種別	単位	使用料	
		本市の市民	本市の市民でない者
ホール1	1時間につき	1,100円	1,320円
ホール2	1時間につき	550円	660円
会議室1	1時間につき	220円	270円
会議室2	1時間につき	220円	270円

備考

- 1 入場料を徴収する場合又は商品の展示をする場合の使用料は、規定使用料の2倍の額とする。
- 2 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する（1の(2)、2の(2)、2の(3)及び2の(4)において同じ。）。

(2) 設備・器具使用料

設備区分	単位	使用料
放送設備	1時間につき	550円
ピアノ	1回につき	1,980円

備考 ピアノの使用単位の1回とは、4時間以内の使用をいう。

2 体育施設使用料

(1) 体育館使用料

ア 専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分				専用使用の使用料（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）				
				A	B	C	D	E
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
				円	円	円	円	円
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200
			日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750
	高校生以下（高専校生を含む。）	平日	1,100	880	880	1,100	1,100	
		日曜日等	1,430	1,100	1,100	1,430	1,430	
	その他の行事である場合	平日	6,600	4,950	4,950	6,600	6,600	
		日曜日等	8,250	6,270	6,270	8,250	8,250	
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	4,400	3,300	3,300	4,400	4,400
			日曜日等	5,500	4,180	4,180	5,500	5,500
	高校生以下（高専校生を含む。）	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200	
		日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750	
	その他の行事である場合	平日	26,400	19,800	19,800	26,400	26,400	
		日曜日等	33,000	24,750	24,750	33,000	33,000	

備考

- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、A欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。

- 3 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料の額は、1時間につき、E欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 4 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、A欄の使用時間の延長については同欄の使用料の額の3分の1に相当する額、B欄の使用時間の繰上げについては同欄の使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 5 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

イ 個人使用の場合

使用区分	単位	使用料
一般	1回につき	110円
高校生以下 (高専校生を含む。)	1回につき	50円

備考

- 1 使用単位の1回とは、専用使用又は一部専用使用の場合の表に掲げる時間区分の単位をいう。
- 2 未就学児は、無料とする。

(2) 会議室使用料

種別	単位	使用料
会議室	1時間につき	220円

(3) 設備・器具使用料

設備区分	単位	使用料
放送設備	1時間につき	550円

(4) 電気使用料

使用区分	単位	使用料
競技場	専用使用	1時間につき 150円
	一部専用使用	1時間につき 80円
特殊電源装置	1時間につき	1,100円

別表第2 (第8条関係)

施設名	減免の対象	減免率
集会施設	市が自ら行政目的のため使用する場合又は専修学校(高等課程)	100分の75

	を除く。)の主催で生徒の教育目的のため教員等の直接指導により使用する場合	
	官公署、専修学校（高等課程を除く。）、大学又は公共的団体が市とともに使用する場合	100分の50
	官公署、専修学校（高等課程を除く。）、大学又は公共的団体が自ら使用する場で、その目的が公益のためにあるとき。	100分の25
体育施設	市が主催する体育行事で使用する場合	100分の100
	市が後援する体育行事で使用する場合	100分の25